

農用地利用計画変更理由書
(笛吹農業振興地域整備計画)

【笛吹市】

笛吹市は、平成16年10月に周辺6町村の合併により発足し、これに伴い平成17年9月に農業振興地域の区域変更を受け、その後、平成18年8月に芦川村と合併を行い現在に至っております。

笛吹農業振興地域整備計画については、市町村合併に伴い、従前の旧町村の農業振興地域整備計画を活かして策定した計画であり、各地域での農用地の確保・保全及び農業生産基盤の整備等を図り、特色ある地域農業の振興を推進するため、適正な農業振興地域の管理に努めてきました。

その後、5年おきに行う計画の総合見直し以降、農家の高齢化・減少が進む中でも担い手の育成支援を積極的に行うとともに、農業生産基盤の整備による生産性の向上や、各種交付金の活用、基幹作物であるぶどうや桃などの果樹を主体とした農地の集約・集積化など、地域全体で農業生産活動が行える体制を構築し、優良農地の確保と地域資源の活用及び農村構造の確立に努めています。

本市の基本理念は第二次笛吹市総合計画において「幸せ実感 ころ豊かに暮らせるまち」、「幸せ実感 にぎわいあふれるまち」、「幸せ実感 100年続くまち」を掲げており、産業面においては、ぶどう・桃の果樹を主体とした「果実生産日本一」に表現されるよう農業を基幹産業のひとつとして位置付け、さらなる農業の振興を図るものです。

近年の見直し状況としては、令和6年2月に山梨県農業振興地域整備基本方針の見直しに伴う総合見直しを行っており、令和6年12月には随時見直しを行っております。

今回の随時見直しは、第二次笛吹市総合計画において基本理念として掲げている「実り豊かなブランド農林業づくり」を推進するため、農林業の新たな担い手となる者、本市への定住や子育てを実現するニーズ等に対応し、農用地利用計画を見直すことにより農用地利用の適正な管理を図るものです。

なお、除外申出については、農用地区域からの除外6要件を満たしていることを確認しており、事業の必要性・緊急性・代替性等に留意して慎重に審議を行い、農用地利用計画を変更するものであります。